

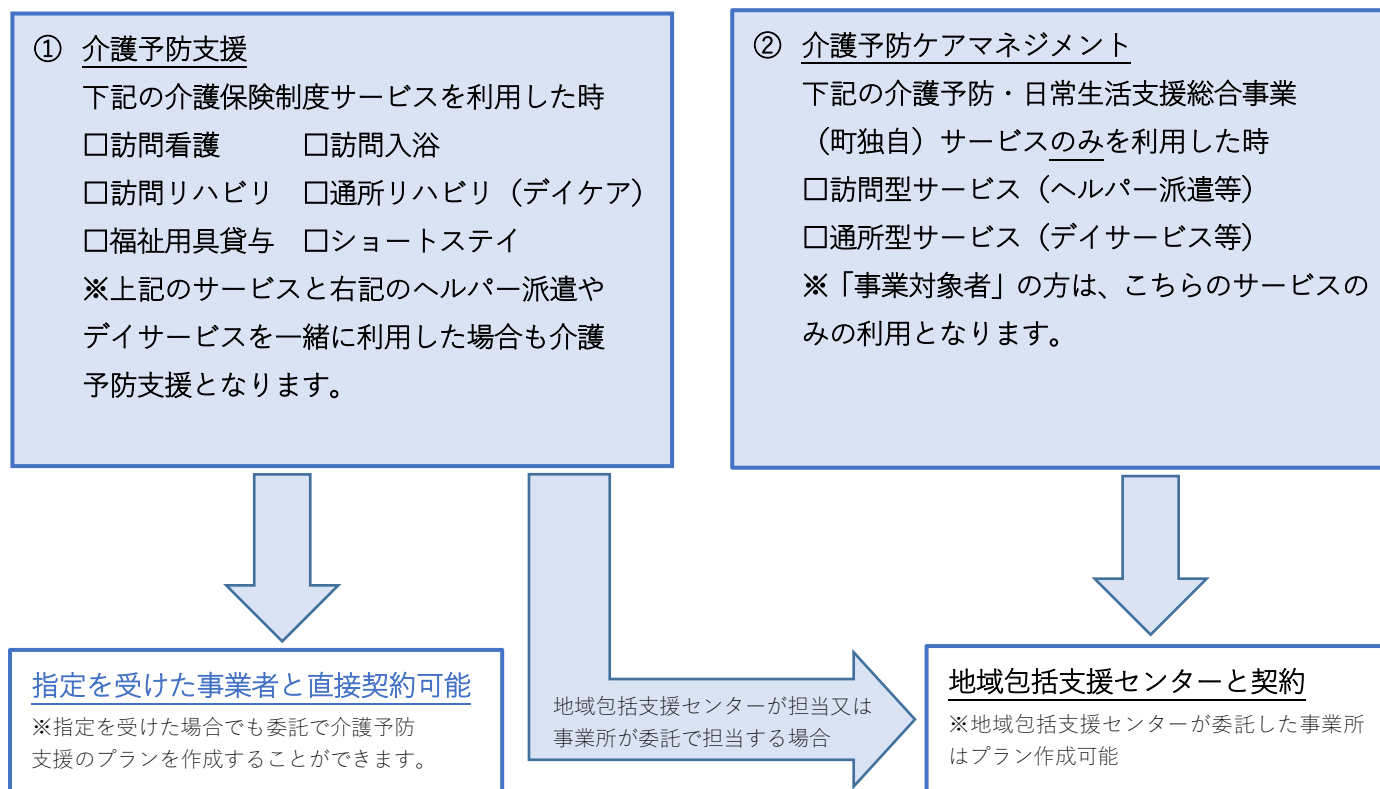
令和6年4月1日から介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

現在、要支援1、2の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のケアマネジャーが作成しており、サービスのご利用にあたっては地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。

令和6年4月1日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について「町の指定を受けた居宅介護支援事業者」が直接契約を結び、プラン作成ができるようになります。

※ただし、下記のように、利用サービスによっては引き続き地域包括支援センターと契約が必要です。

◇指定を受けた事業者が直接契約できる場合と地域包括支援センターが契約する場合

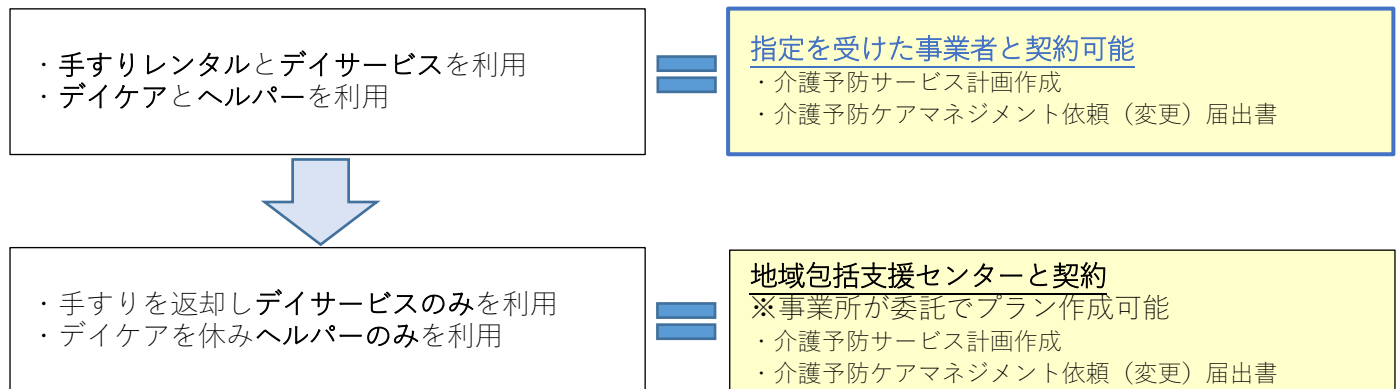


◇注意事項

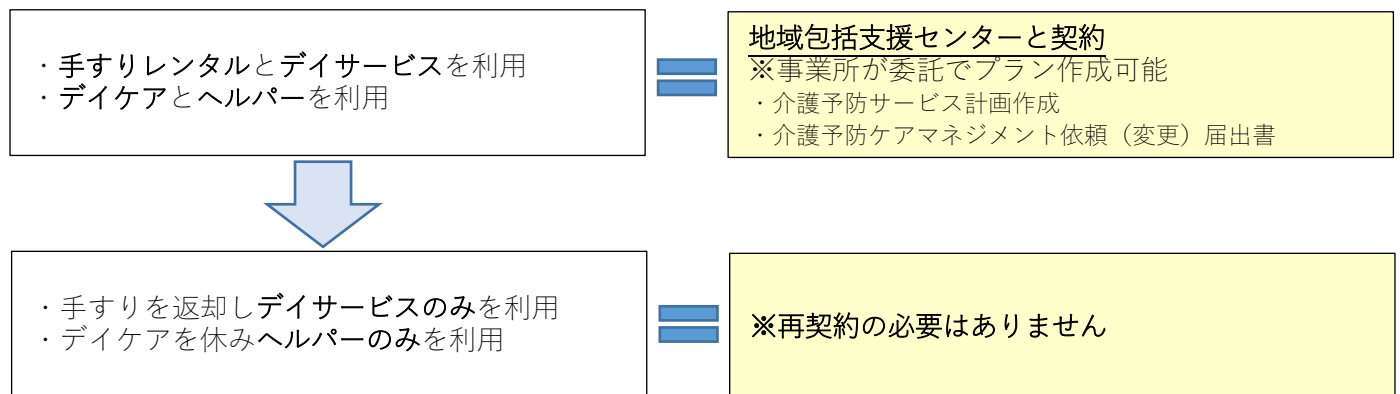
- ・ 契約を行う場合は、「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要になります。この届出が遅れると、請求が遅れることがあります。変更となった月の月末までに保険課介護グループへ提出してください。
- ・ 利用サービスを追加したり中止した時に、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。
- ・ 介護予防支援の指定を受けていない事業者が担当する場合、地域包括支援センターと契約が必要です。
- ・ 事業所の方は、引き続き地域包括支援センターと連携を取りながらご支援をお願いいたします。

利用サービスの追加や中止に応じて、ケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。
どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。

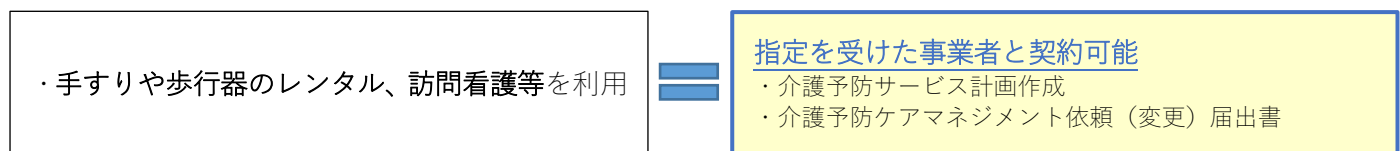
例1 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合



例2 介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変わる場合



例3 介護予防支援



例4 介護予防ケアマネジメント

